

広島県告示第九百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年十月十九日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月五日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道栗根神辺線	福山市神辺町大字徳田字善正寺六九八番二地先から 福山市神辺町大字新徳田字一丁目二〇番一四地先 まで	令和八年一〇月五日